

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育大学児童スポーツ教育学部履修規程(以下「履修規程」という。)第43条第4項の規定に基づき、GPAに関し必要な事項を定める。

(GP)

第2条 Grade Point(以下「GP」という。)とは、個々の学生の学修時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値として、履修規程第43条第1項に定める合格に至る成績の評価基準を次に掲げる数値に変換した値をいう。

- (1) 履修規程第43条第1項第1号に規定する10点についてはGPを4.5とする。
- (2) 履修規程第43条第1項第1号に規定する9点についてはGPを4.0とする。
- (3) 履修規程第43条第1項第1号に規定する8点についてはGPを3.0とする。
- (4) 履修規程第43条第1項第2号に規定する7点についてはGPを2.0とする。
- (5) 履修規程第43条第1項第3号に規定する6点についてはGPを1.0とする。
- (6) 履修規程第43条第1項第4号に規定する6点未満の評価又は評価するに至らない評価についてはGPを0.0とする。

(GPA)

第3条 GPAとは、履修した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不合格(GP=0)の判定を得た場合、当該GP及びその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他大学との単位互換等で修得した科目

3 GPAは、前項に規定するGPA算定対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期GPA」、当該年度における同指標としての「年度GPA」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

GPAの計算式

学期GPA=(当該学期の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和/当該学期の履修総単位数

年度GPA=(当該年度の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和/当該年度の履修総単位数

累積GPA=(在学全期間の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和/在学全期間の履修総単位数

(GPA算定期日の取扱い)

第4条 GPAの算定は、学期ごとに指定された日(以下「GPA算定基準日」という。)までに確定した成績に基づいて行う。

2 GPA算定基準日は、原則として前学期にあつては9月15日、後学期にあつては2月20日とする。

(不合格科目の再履修の取扱い)

第5条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数はGPA算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数はGPA算定から除外するものとする。

(GPA算定対象科目の履修の取消し)

- 第6条 GPA算定対象科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、履修規程第3条第4項の規定に基づき、履修の登録を取り消すことができるものとする。
- 2 履修取消期間内に取消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにGPA算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、教授会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施し、平成25年度以降の入学者から適用する。